

「辛酉甲子并革命革命令年々」と「和漢辛酉年々」

Explanation of Two Tables on Shin'yu-revolution
SUNAGA Takayasu

末永高康

はじめに

廣橋家旧蔵文書には、数多くの革命革命令勘文が含まれているが、それらの勘文を読み解くに際しては、辛酉革命、甲子革命に関する諸説についての理解が不可欠となる。この諸説をまとめたものとして『三革説(附諸道勘文例)』(以下、『三革説』と省略)が知られており、この書は互いに独立した次の四種の資料から成っている。

- ① 『辛酉甲子事』
- ② 『四六二六配卦図』
- ③ 『革命三家説』
- ④ 『革命革命令諸道勘文例』

この書については、佐藤均「革命勘文と兼良公三革説」が基礎的な研究を行っており、特に④『革命革命令諸道勘文例』については同氏「天養度の革命勘文について」および「建仁辛酉改元と九条良経」(以上いずれも同氏『革命・革命令勘文と改元の研究』一九九一年所収)において詳しく

解説されているが、遺憾なことに他の資料について詳説されることなく氏は亡くなられている。そこで、本稿では①『辛酉甲子事』に付せられた「和漢辛酉年々」を取り上げ、この二つの表の構成とその読み取り方を紹介することにしたい。これらの表は勸申者が革命革命令勘文作成時に参照したものと考えられ、われわれが革命革命令勘文を読み解く上でも有益な補助資料となり得るからである。

1. 革命革命令年の求め方

さて、両表に記されているのは、諸説による革命革命令の年であるから、この表を理解するためにはまず、諸説における革命革命令年の求め方について触れておかなければならない。辛酉革命の年の三年後が必ず甲子革命の年となるから、辛酉革命の方で代表させるとして、ある年が変革の年に当たるか否かを知るためには、(1) 変革の年が現れる周期、(2) 推算の基準年——これを「部首」と言う——、(3) 部首以来の紀年、

の三者が与えられる必要がある。この紀年によって部首からの積算年を求め、そこに変革の年が現れる周期を当てはめることによって、どの年が変革の年に当たるとかを算出していくわけである。この三者をどのようにに設定するかによって諸説が分かれることになる。

(1) については、A…易説、B…詩説、C…王肇陽乘陰乘説の三種があり、A…易説は、A-1…四六二六法とA-2…清行説に分かれる。

(2) については、通常、a…黄帝十九年辛酉、またはb…神武天皇元年辛酉が部首とされるが、B…詩説の場合はc…帝紂十三年(文王受命第四年)辛酉が部首とされる場合がある。

(3) については、古代の中国についてはa…積霊実『帝王年代暦』、またはβ…王肇『開元曆紀経』の紀年が取られ、日本については『日本書紀』の紀年が取られる。ただし、革命革命の議論に影響を及ぼす紀年の分岐があるのは周代の紀年だけで、周穆王の辛酉年から、周恵王十七年辛酉(前六六〇)¹⁾までを、a…積霊実『帝王年代暦』が三〇〇年とするのに対し、β…王肇『開元曆紀経』は二四〇年として計算している。よって、これ以後については、どちらの紀年を取るかによって、変革の年が六〇年ずれることになる。なお、『帝王年代暦』、『開元曆紀経』ともに佚書であり、伝世本は存在しない。

(2) の実際については、「辛酉甲子并革命革命年々」等の表に即して示すとして、(1) についてはもう少し説明を加えておかなければならない。

まずA…易説は変革の大周期——これを「一部」と言う——を一三二〇年とし、その内部に存在する小周期の取り方で、次の二説に分かれる。

A-1…四六二六法

第一変四六(二四〇年)、第二変二六(一一二〇年)、第三変四六(二四〇年)、第四変二六(一一二〇年)、第五変四六(二四〇年)、第六変

二六(一一二〇年)、第七変四六(二四〇年)
A-2…清行説

第一変四六(二四〇年)、第二変二六(六〇年)、第三変四六(一八〇年)、第四変二六(一一二〇年)、第五変四六(一八〇年)、第六変二六(一八〇年)、第七変四六(一一二〇年)、第八変二六(二四〇年)

A-1…四六二六法が規則的に四六(二四〇年)、二六(一一二〇年)を繰り返すのに対し、A-2…清行説はかなり不規則な形で変革の周期を考えている。

次のB…詩説は「十周法」とも呼ばれ、三六年を一周とし、十周三六〇年を「王命大節」と呼んでこれを変革の小周期とし、その十周三六〇〇年を「大剛」と呼んでこれを変革の大周期とする。

最後のC…王肇陽乘陰乘説は次の三部からなる四四四〇年を変革の大周期とするものである。

第一部(一五〇〇年)

陽乘一変(一八〇年)、陰乘一変(二四〇年)、陽乘二変(四二〇年)、

陰乘二変(六六〇年)

第二部(一五〇〇年)

部内の小周期は第一部と同じ

第三部(一四四〇年)

陽乘一変(一八〇年)、陽乘二変(三〇〇年)、陽乘三変(四二〇年)、

陽乘四変(五四〇年)

これらの周期は、それぞれ術数的な思考を背景にして導かれているが、その説明については別に論じたことがあるので²⁾ここでは省略することにして、まずは「辛酉甲子并革命革命年々」の構成を見ていくことにしたい。

2. 辛酉甲子并革命革命年々

図1(7)³⁾は内閣文庫蔵『三革説』の「辛酉甲子并革命革命年々」の

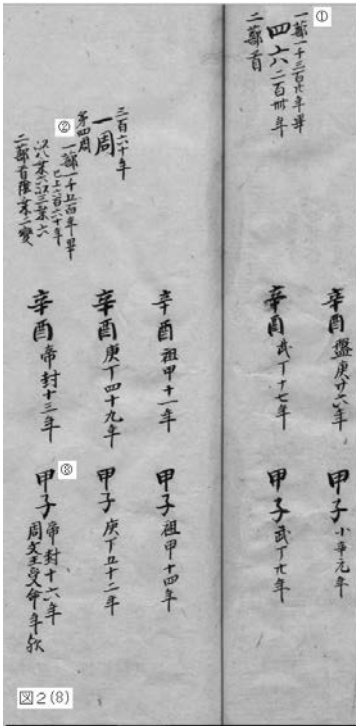


図 2 (8)

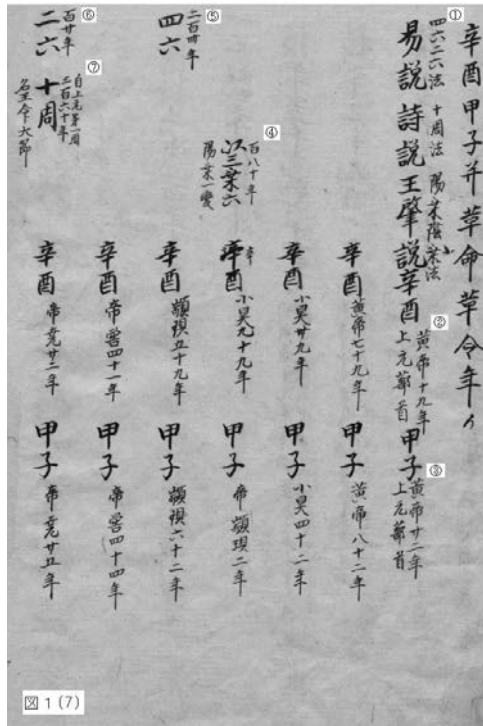


図 1 (7)

最初の部分である（以下、図版はすべて内閣文庫本による⁽⁴⁾）。全体を三段に区切り——この部分では下段は空欄になっている——、上段をさらに三段に区切って、上から①「四六二六法」易説「十周法」詩説「陽乘陰乘法」王肇説」に割り当てている（以下、小字は「」で括弧して記す）。中段は二段に分けて「辛酉」「甲子」と記され、それぞれの下に②「黄帝十九年上元部首」③「黄帝廿二年上元部首」からの紀年が記されている。

「辛酉（小昊九十九年）」の部分の王肇説欄に④「百八十年」以三乘六（陽乘一変）とあるのは、この辛酉（甲子）年が、王肇説による陽乘一変に当たり、それが部首から三×六〇の一八〇年後であることを示している。

次の「辛酉（顓頊五十九年）」の部分の易説欄に⑤「二百四十年」四六」とあるのは、この年が易説による四六の変（第一変四六）に当たり、それが部首から二四〇年後であることを示し、同欄のやや左に⑥「百廿年」二六」とあるのは、この年が二六の変（第二変二六）に当たり、それが先の四六の変から一二〇年後であることを示す。

その下の詩説欄に⑦「自上元第一周三百六十年」十周（名王命大節）」とあるのは、この年が詩説による「十周（王命大節）」の変に当たり、それが部首から三六〇年後であることを示す。ここでの「十周」は一周を三六〇年としているが、この欄の以下の部分——図1には示されていない——に見える「三百六十年」一周（第二周）「三百六十年」一周（第三周）などにおける「一周」は三六〇年を示し、「三千六百歳」十周（第十周、名大剛）」は、この年が部首から三六〇〇年の「大剛」の変に当たることを示している。

易説欄、王肇説欄においても、一部の終始が示され、図2（8）における殷の「辛酉（武丁十七年）」の部分の易説欄に①「一都一千三百廿年畢」四六（二百四十年／二部首）」とあるのは、この前年で第一部の一三二〇年が終わわり、この年が第二部の首であることを示している。また、殷の「辛酉（帝封十三年）」（「封」は「紂」の誤記、下の「甲子」の部分も同じ）の部分で②「一都一千五百年畢／已上六百六十年」以八乘六以三乘六（二部首、陰乘二変）」とあるのは、やや上に記されてしまっているが、王肇説欄の記述であり、この前年で第一部の一五〇〇年が終わわり、この年が第二部の始まりであることを示している。ここに見える「以八乘六以三乘六」は陽乘一変の「以三乘六」と同じく本来大

字で書かれるべきものであり、これに先立つ陽乘二変からの年数が八×六〇+三×六〇の六六〇年であることを示している。なお、以下の王肇説欄においては、この年数の計算法を大字で記すことはせず、「陽乘一変」「陰乘一変」等の方を大字で表記している。

この図2においては、③「甲子（帝封十六年／周文王受命年歟）」と文王受命の推定年が示されているのが注目されるが、これについては後にまた触れるとして、周の共和（『史記』表の紀年では前八四一〜八二九）の頃までは、上に解説したような形で表が作られており、表の記載も単純である。

表の記載に大きな変化がでてくるのは、神武天皇即位の前後からである。図3（9）の①「辛酉（周僖王三年／神武天皇即位元年）」以下の「辛酉」「甲子」の下には、中国の帝王による紀年にならべて日本の天皇による紀年が併記され、それまで空欄であった下段が三つに分けられ、神武天皇元年辛酉を部首とした場合の②「易説」「詩説」「曆紀経説」による変革の年が記されるようになる。この「曆紀経説」とは王肇説の別名で、王肇説が彼の記した『開元曆紀経』によることに由来する。下段

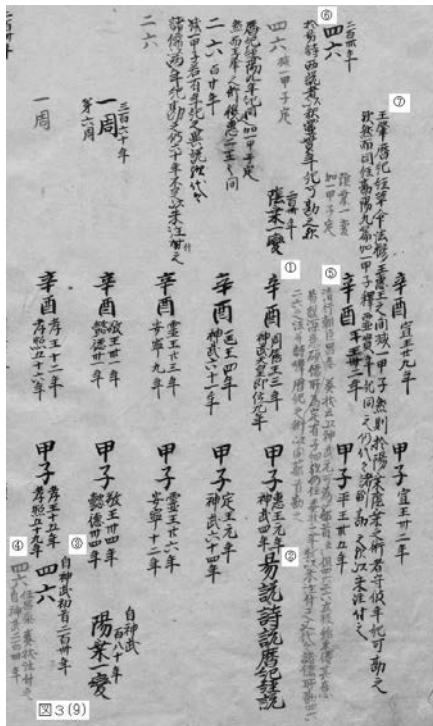


図3（9）

はスペースが狭いので、詩説欄と曆紀経説欄がほとんど重なってしまっているが、その記述法の違いから両者は容易に区別できる。

この部分の易説欄にはA-1・四六二六法とA-2・清行説が併記され、「甲子（孝王十五年／孝照五十九年）」下に③「自神武初首二百四十年」四六」と墨書されるのがA-1・四六二六法、④「四六（任昌泰奏状付之／自神武二百四十年）」と朱書されるのがA-2・清行説で、以下この欄では前者が墨書、後者が朱書されていく。この朱書きについては、神武元年「辛酉」の手前に、

⑤清行朝臣昌泰奏状（昌泰四年の三善清行『請改元応天道之状』を指す）に云ふ、「神武元（年）を以て部首と為すべし云々」と。但だ四六二六の立ち様、未だ其の意を得ずと雖も、易説は深意にして、碩儒の為す所なれば、定めて子細有るか。仍ほ奏状の年数に任りて、朱を以て之に注付す。

と説明書きがなされ、その部分では引き続いて、
又た代々諸儒の勘する所の四六二六の法、並びに詩緯、曆紀の術、同部首を以て之を勘す。

と歴代の勘文において、神武元年を部首とした、四六二六の法、詩説、曆紀経説が見えることが記されている。

さて、図3では上段にも朱書きの部分があるが、これはa・積霊実『帝王年代曆』とβ・王肇『開元曆紀経』の紀年の違いを反映したものである。この朱書きの内、易説、詩説については、上段最上部から小字で書き込まれた次の一文に説明がなされている。間に「四六」「二六」等の文字が挟まってしまっているが、一続きの文である。

⑥易、詩の両説に於ては、積霊実の年紀を以て之を勘すべきか。『曆紀経』陽九の年紀之と同じく、一甲子を加へて定む。然り而して王肇の術、穆王、恵王の間、一甲子を減じ、年紀の異説有るが若きか。代々諸儒、両年紀を以て之を勘す。仍りて六十年の足らざるは、朱

を以て之に注付す。

この一文の内容に関しては王肇説についての次の書き込み(図3の最初の「辛酉」と次の「辛酉」の間にはさまれた小字)を合わせ見るのがよいであろう。

⑦王肇『曆紀経』革命法、穆王、恵王の間、一甲子を減ず。然らば則ち陽乘陰乗の術に於ては、専ら彼の年紀を守りて之を勘すべきか。然り而して同経、陽九篇を勘ふるに、一甲子を加へ、積霊実の年紀之に同じ。仍りて代々諸儒⁽¹⁰⁾、副へて之を勘するか。朱を以て之に注付す。

これらによれば王肇『開元曆紀経』の革命法では、穆王、恵王の間で、積霊実の紀年より一甲子(六〇年)短い、王肇の同書の陽九篇では、積霊実と同じ紀年が記されていることがわかる。そして、易説欄、詩説欄においては、積霊実の紀年を主として変革の年を記し、『曆紀経』革命法の紀年によるそれを朱で、王肇説欄においては、『曆紀経』革命法の紀年を主として変革の年を記し、積霊実の紀年によるそれを朱で注記することが示されている。易説欄、詩説欄では朱注が後ろに一つずれ、王肇説欄においては朱注が前に一つずれた形で記されているのはそれ故である。ここで問題となるのは、各「辛酉」「甲子」の下に記されている紀年が、霊実、王肇のいずれのものであるのかであるが、これについては、「和漢辛酉年々」を検討する部分で論じたい。

さて、以上から、この表においては(辛酉革命で代表させれば)、

a…黄帝十九年辛酉を部首とした場合の、A—1…四六二六法、B…詩説、C…王肇説による変革の年が、a…積霊実『帝王年代曆』およびβ…王肇『開元曆紀経』革命法の両紀年によって示され、さらに、

b…神武天皇元年辛酉を部首とした場合の、A—1…四六二六法、A—2…清行説、B…詩説、C…王肇説による変革の年が、『日本書紀』

の紀年によって示されていることになる。

図4(11)はこの表の末尾であり、これが①「辛酉(今上元和六年)」
「甲子(今上元和十年)」で終わっていることから、この表がこの時の革命命令勘文のために写されたものであることがわかる。面白いのは②「辛酉(後醍醐元応三、元亨元)」以下、四つの「辛酉」の部分に紀年が入っていないことで、これがもともと元応三年辛酉のために作られたことを示唆しているが、実際、東山御文庫所蔵の『三革説』⁽¹¹⁾では、この紀年が「辛酉(当今元応三、元亨元)」で終わっている⁽¹²⁾。また図5(12)は、この表を含む『辛酉甲子事』の奥書にあたるものであるが、その最初の三行は、黄帝十九年辛酉から今年(元和六年)辛酉までの辛酉の数「七十一」と、それを『曆紀経』の紀年で数えた「七十」と、神武天皇即位元年辛酉から数えた「三十八」を記すものである。そこに傍記された①「如本六十七ケ度也」②「如本三十四ケ度也」の「本の如きは」は、この写本の元本における数字を示しているが、東山御文庫本ではそれぞれ「三十四」となっており、かつその末尾は

元應三年二月十七 日散位賀茂朝臣在峯

(「一校了」)

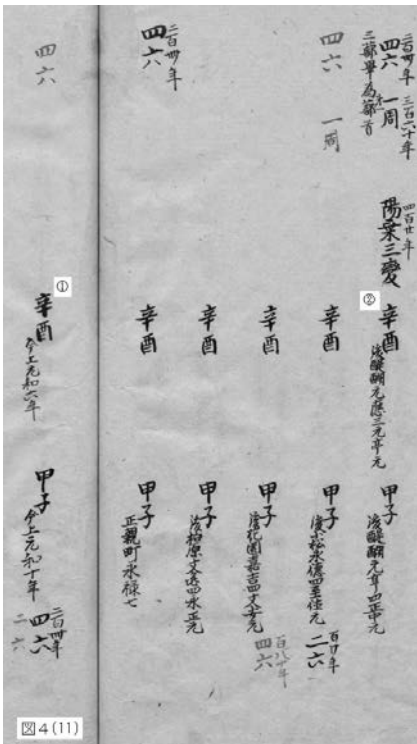


図4(11)

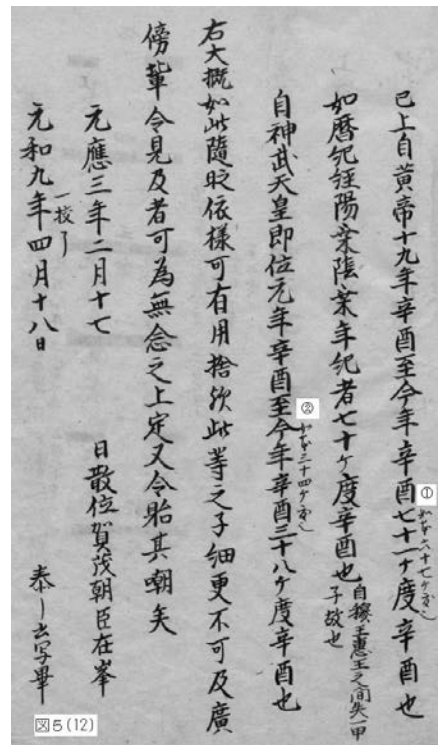


図5 (12)

で終わっている⁽¹³⁾。以上のことから、この表がもともとは元応三年辛酉のために記され、後に元和六年の辛酉革命、もしくは同十年の甲子革命の際に再利用されたものであることが知られよう。

3. 和漢辛酉年々

次に「和漢辛酉年々」の構成を見てみたい。この表では題名の通り辛酉年のみ示され、上下二段に分けて、上段に黄帝十九年からの中国の辛酉年、下段に神武元年からの日本の辛酉年が示されている⁽¹⁴⁾。中国の紀年の部分では「五帝」「夏」「殷」「周」等々と王朝によって区切られ、図6 (20) はその「五帝」の部分と「夏」の最初の部分である。その上に墨字で①「〇四六相乗二百四十年」②「〇二六相乗百廿年」の形でA—1…四六二六法の変革年が、③「一周三百六十年」の形でB…詩説の変革年が、④「陽乘一變百八十年、三六」⑤「陰乘一變二百四十年、四六」等の形でC…王肇説の変革年が示され、符号の⑥「□」によってA—2…清行説による変革年が示されている。そして、それに付け加える形で、⑦「易説」⑧「善宰相説四六」⑨「詩説△」⑩「王肇説○」等

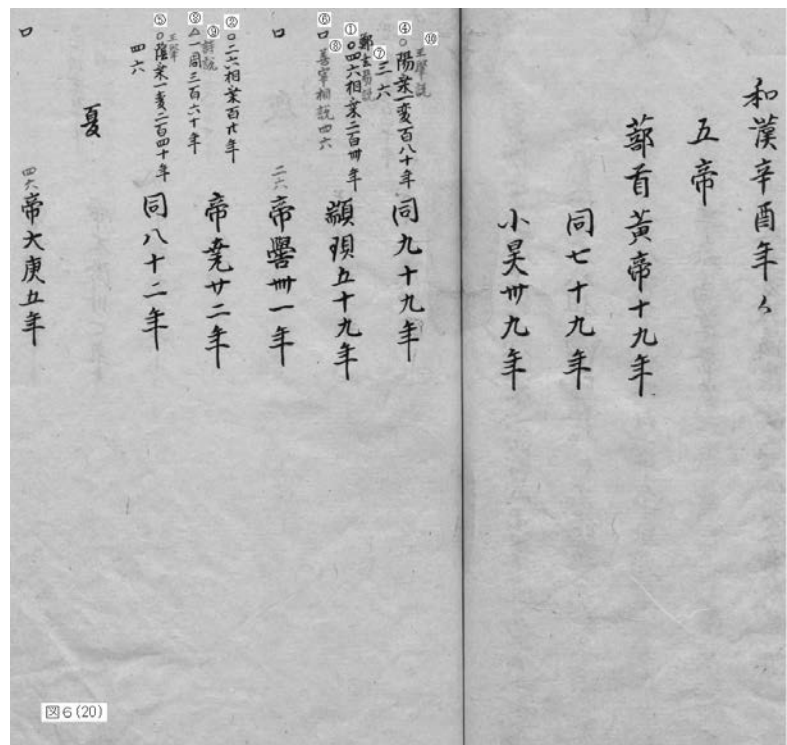


図6 (20)

が朱で記されている。以下、「易説」「善宰相説」「詩説」の語および「王肇説」の「説」字は省略されるが、清行説の「四六」「二六」、詩説の「△」、王肇説の「王肇○」の朱はそれぞれの変革年のところに付けられ続けている⁽¹⁷⁾。

図7 (22) は「殷」の末尾の部分と、「周」の最初の部分であるが、まず注目すべきは「殷」の部分の末尾に①「宇治左府記」とあることである。これは、以上の記載が藤原頼長の『宇治左府記』すなわち『台記』に基づくことを示したものである⁽¹⁸⁾。『台記』康治三年にはこの年の甲子革命についての記述があり、同年二月十七日には「有甲子定、在別

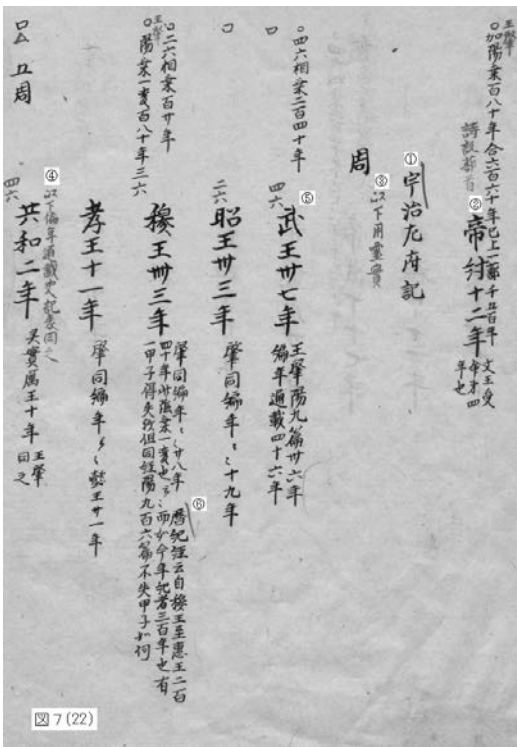


図7 (21)

「殷」の部分でさらに注目すべきは、②「帝紂十二年（文王受命第四年也）」（「十二」は「十三」の誤り⁽²⁰⁾）の上に「詩説部首」と朱書きされていることである。そして以下、ここを部首とした詩説による変革年が、中国の紀年の部分に「二周」「二周」等と朱書きされ（図8の③参照）、後に示す図9の①の部分では「今上昭寧十二年」の上に朱で「文王已後六周、不足二百四十年」と記されている⁽²¹⁾。この年に関する他の記載がみな墨書されているのに対し、この文王受命四年を部首とする詩説のみが朱書されていることや、各説による変革年についての情報が墨書と朱書とで重複していることから、この表が基づいた資料においては朱書きがあとから付け加えられたものであることが知られる⁽²²⁾。

図7の「周」の部分で興味深いのはその紀年である。「史記」年表で

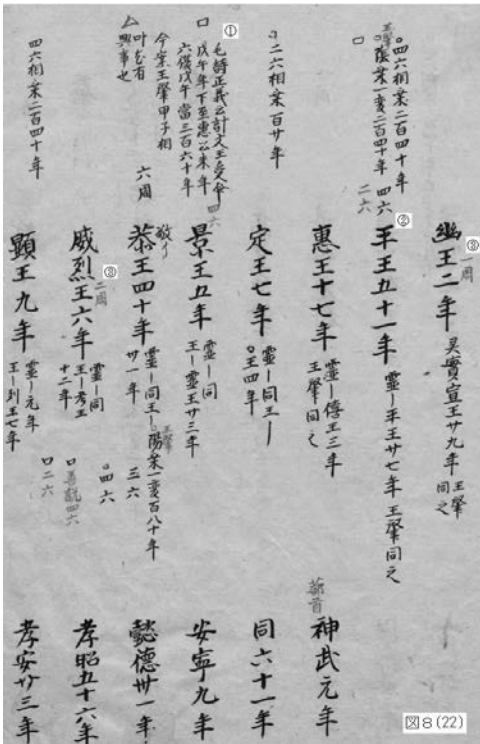


図8 (22)

紀年の始まる共和以前は靈実の紀年が基準とされ、共和以後は『史記』の紀年が基準とされており、このことはそれぞれ朱で③「以下用靈実」④「以下編年通載史記表同之」と注記されている。そして、前者の部分では王肇の紀年と「編年通載」の紀年が注記され、後者の部分では靈実の紀年と王肇の紀年が注記される形を取っている。宋・章衡『編年通載』は伝世本が存在するものの、この表に示されている紀年はなぜか伝世本のそれと一致していない⁽²³⁾。

また、⑤「武王卅七年」（「武王」は「成王」の誤り⁽²⁴⁾）の下に「王肇陽九篇卅六年」とあることから、ここで記されている王肇の紀年が『曆紀経』陽九篇のそれであることが知られる。さらに「穆王四十二年」下に⑥「曆紀経に云ふ、「穆王自り恵王に至るまで二百四十年、此れ陰乘一変なり云々」と。而るに如今の年紀は三百年なり。一甲子の得失有るか。但だ同経陽九百六篇、甲子を失はざるは如何」とあることから、この篇がまた陽九百六篇と呼ばれていたことがわかる。と同時にここでの王肇、靈実の両紀年を「辛酉甲子并革命革命年々」の

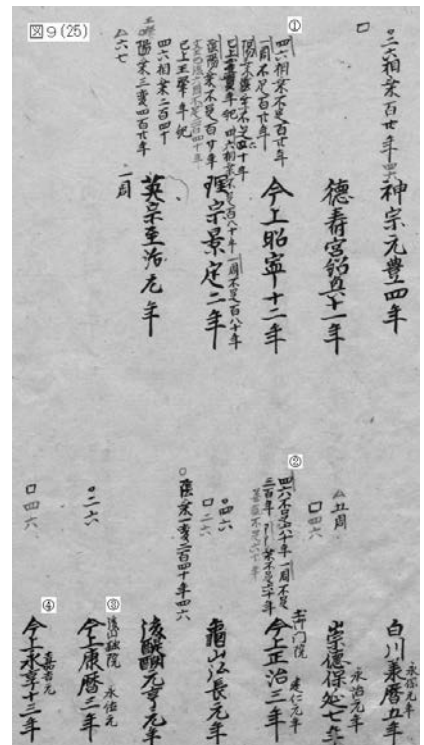


図9 (25)

紀年と比べることにより、「辛酉甲子并革命革命年々」における紀年が「曆紀経」陽九篇のそれであることがわかる。⁽²⁶⁾

図8 (22)は図7に続く部分であるが、ここから日本の紀年が始まり、以下、中国の紀年と同じ形で神武元年を部首とする変革の年がプロットされていく。この部分で興味深いのは、上段に

①毛詩正義に云ふ、文王受命の戊午年より、下は(魯の)恵公末年に至るまでを計るに、六たび戊午を復し、三百六十年に当たる。今案ずるに王肇の甲子相ひ叶ふ、尤も興有る者なり。

とあることで、これは『毛詩』大雅・文王の毛序に付けられた正義⁽²⁷⁾に基づく記述である。『史記』十二諸侯年表の記載によれば、魯の恵公末年は周の平王四十八年(前七二三年)に当たり、図8ではこの三年後の②「平王五十一年」を辛酉としているが、この表では「文王受命第四年」からこの辛酉まで七回の辛酉を数えることになるのに対し、一甲子(六〇年)を減ずる王肇の紀年の場合は六回の辛酉(その三年前で考えれば六回の戊午)を数えることになり、これが『毛詩正義』の記載と一致することを奇としたものである。

最後の図9 (25)はこの表の末尾の部分である。面白いのはここに

「今上」の語がいくつも見えていることである。中国の紀年の「今上昭寧十二年」の上に、

- ①四六相乗、百廿年足らず。／一周、百廿年足らず。／陽乘陰乘、六十年足らず。／已上靈実年紀。
- 四六相乗、百八十年足らず。一周、百八十年足らず。／陰陽乘、百廿年足らず。／文王已後六周、二百四十年足らず。(朱筆)／已上王肇年紀。

と中国の紀年による諸説の変革年とこの年との差を示す記述が集中して記され、同じ辛酉年の日本の紀年の「土御門院」今上正治三年(建仁元年)の上に、

- ②四六、六十年足らず。一周、三百年足らず。陰陽乘、六十年足らず。／善説、六十年足らず。(朱筆)

と日本の紀年による諸説の変革年とこの年との差を示す記述が記されていることから、この表がもともとはこの辛酉年(一一〇一年)のために作られたことを示している。後に③「(後円融院)今上康暦三年(永徳元)」④「今上承享十三年(嘉吉元)」とあるのは、この表がこの二度の辛酉年(一一三八年／一四四一年)において再利用されたことを意味しよう。

おわりに

さて、以上でこの二つの表についての説明を終えたことになる。両表が革命革命年を考える上で基本的な情報を与えるものであることは以上の説明であきらかになったと思われるが、両表それぞれ自体はわれわれにとって使い勝手のよいものとは言い難い。そこで最後にこれを現代風に改めたものを別表として掲げておく。革命革命勘文を読み解く補助資料として活用していただければ幸いです。

各説による辛酉革命年(易説、詩説欄の○は王莽の紀年、王莽説欄の☆は董夷の紀年による)

王莽紀年	易説	詩説	王莽説	西曆	王莽紀年	西曆	王莽紀年	西曆	易説	詩説	王莽説
1	第一番官		第一番官	漢帝十五、19年	漢帝15年	19年	漢帝15年	19年	第一番官		第一番官
2	61			漢帝79年	漢帝79年	79年	漢帝79年	79年			
3	121			小史39年	小史39年	39年	小史39年	39年			
4	181		陽乘一變(180年)	小史99年	小史99年	99年	小史99年	99年			
5	241			顯祖59年	顯祖59年	59年	顯祖59年	59年			
6	301			帝尊41年	帝尊41年	41年	帝尊41年	41年			
7	361			帝尊22年	帝尊22年	22年	帝尊22年	22年			
8	421		陰乘一變(240年)	帝尊82年	帝尊82年	82年	帝尊82年	82年			
9	481			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
10	541			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
11	601			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
12	661			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
13	721			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
14	781		陽乘二變(420年)	更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
15	841			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
16	901			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
17	961			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
18	1021			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
19	1081			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
20	1141			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
21	1201			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
22	1261			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
23	1321			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
24	1381			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
25	1441			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
26	1501			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
27	1561			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
28	1621			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
29	1681			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
30	1741			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
31	1801			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
32	1861			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
33	1921			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
34	1981			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
35	2041			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
36	2101			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
37	2161			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
38	2221			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
39	2281			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
40	2341			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
41	2401			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
42	2461			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
43	2521			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
44	2581			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
45	2641			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
46	2701			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
47	2761			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
48	2821			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
49	2881			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
50	2941			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
51	3001			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
52	3061			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
53	3121			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
54	3181			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
55	3241			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
56	3301			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
57	3361			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
58	3421			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
59	3481			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
60	3541			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
61	3601			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
62	3661			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
63	3721			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
64	3781			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
65	3841			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
66	3901			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
67	3961			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
68	4021			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
69	4081			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
70	4141			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
71	4201			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
72	4261			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
73	4321			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
74	4381			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
75	4441			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			
76	4501			更本5年	更本5年	5年	更本5年	5年			

註

- (1) 『史記』十二諸侯年表の紀年による。テキストは中華書局版の標点本を用いた。
- (2) 拙稿「術数の原理——『兼良公三革説』を中心に——」（水上雅晴編『年号と東アジア——改元の思想と文化——』、八木書店、二〇一九年）
- (3) 図番号の後ろに括弧で括った数字は、下註に示したWeb版のコマ数。以下同じ。
- (4) 論者が調査した範囲では『三革説』の写本には次の三系統が確認できる。
A…①東山御文庫（勅148—21）『辛酉甲子事』、②史料編纂所（徳大寺家本44—93）『辛酉甲子事』
B…③宮内庁書陵部（函架番号…264—647）『辛酉甲子並革命革命令年等事』
C…④宮内庁書陵部（函架番号…葉・505）『三革説（附諸道勸文例）』、⑤内閣文庫（請求番号…146—0091）『三革説』（簿冊表題は『辛酉甲子事』）
- 以下に指摘するように、Aの系統がより古い形を伝えていると考えられるが、ここではウェブ上に公開されていて一般のアクセスが容易で、かつ図版の引用において問題の生じない⑤（国立公文書館デジタルアーカイブ：<https://www.digitalarchives.go.jp/img/1214712>）によって解説を加えていく。なお、各系統の違いについては、本論中において適宜指摘する。
- (5) 引用文の前に付けた丸囲みの数字は、図版のそれと対応させて、その引用文のおおよその位置を示している。なお、丸囲みの数字は図版ごとに①から振りなおしてある。
- (6) 他の部分の用例にあわせて「周」字を補った。
- (7) 他系統の写本では「紂」に作る。
- (8) 他系統の写本では大字に作っている。
- (9) 他系統の写本により「守」上に「専」字を補う。
- (10) 他系統の写本により「諸」下に「儒」字を補う。
- (11) 註4のA系統の①。
- (12) B系統の写本では「甲子（後醍醐元亨四、正中元）」以下の各紀年の頭に朱の小字で「私」と記されており、この部分が私的な増補にかかるものであることを示したものと思われる。また、この系統の写本では「辛酉（今上元和六年）」は記されず、その下の「甲子（今上元和十年）」は「*甲子（*後水尾元和十寛永元年）」（*は朱の小字の「私」と記されている）。
- (13) 以上については、B系統の写本も同じである。
- (14) B系統の写本では、この表に罫線が付けられており、罫線によって上下二段に分けられている。A系統にはこの罫線はない。
- (15) なお中国の南北朝期においては、「後魏」「西魏」の紀年が取られ、前者の「明帝泰常六年」「孝文帝太和五年」の上にはそれぞれ「南朝武帝永初二」「南齊高帝建元々」と南朝の紀年が補記され、後者の「文帝大統七年」の上には「梁武帝大同七年／東魏真和二年」と南朝および東魏の紀年が補記されている。「辛酉甲子並革命革命令年々」もまた後魏、西魏の紀年を用いている。
- (16) 「二周」以後は「三百六十年」が省略される。
- (17) 内閣文庫本の場合、王肇説については、これらの符号の朱が欠落していたり、「〇」が墨書されている部分もある。なお、B系統の写本では、これらの符号は欄外（天頭）に記されている。
- (18) B系統の写本では「周」字の下に「宇治左府説」と記されており、あるいは周代（以下）の記述が「台記」によるものであるのかもしれない。
- (19) 「台記」および「別記」については増補史料大成刊行会編『増補史料大成』（臨川書店、一九七四年再版）の第二三—二五巻による。
- (20) 他系統の写本では「十三」に作る。
- (21) この「不足二百四十年」は王肇の紀年に従って数えたものであるが、朱書きの「一周」「二周」等は霊実の紀年に従う形で記されている。
- (22) ただし、この写本それ自体は一人の写手が一時に墨書と朱書を行ったものと考えられる。
- (23) 四部叢刊統篇所収の『編年通載残本』巻一の記載では、共和以前の周王の在位年数は、共和から遡る形で記すと、厲王三十七年、夷王一十六年、孝王十五年、懿王二十五年、共王一十二年、穆王五十五年、昭王五十五年、成王四十七年となっており、これに従えば、共和以前の辛酉年は、孝王一〇年、穆王四十二年、昭王三十三年、成王二〇年でなければならぬ。
- (24) 他系統の写本では「成王」に作る。
- (25) また図8の「定王七年」下の王肇の紀年で「〇王四年」となっている欠字の「〇」が「匡」であることもわかる。なお「和漢辛酉年々」の「王肇陽九篇（成王）卅六年」を「辛酉甲子並革命革命令年々」は「周成王四十六年」とするが、どちらが正しいかわからない。
- (26) 他系統の写本ではこの部分に付箋が付けられており、そこには「王肇霊実の甲子次第、僖王・惠王之間、有一甲子之得失。王肇少、霊実多。上段所書之陰陽乗数者、計王肇年紀当之、於此間、可奇除一甲子歟。故始皇七年為七六之變。下段所次第之年紀者、以霊実之年紀次第之、有一甲子之増。如此者、赦王十（虫損）為七六（虫損）變、故以後可（虫損——）」と記されている。
- (27) 「又案三統之術、魯隱公元年歲在己未、其年前惠公之末年歲在戊午、計文王受命是戊午之年、下至惠公末年、六復戊午、當三百六十年矣。」（嘉慶二十年阮刻本

卷十六之一の三葉裏九行目から)

(広島大学大学院人間社会科学研究所、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年七月二七日審査終了)